

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して発注者および監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、提案書等の作成及び業務の履行にあたるものとする。

(業務の分担)

第10条 各構成員の当該業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

業務
業務
業務

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務を履行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本業務履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第14条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

業務
は、上記のとおり
特定業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書
通を作成し、各
通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体 住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 (実印)

共同企業体 住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 (実印)

共同企業体 住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 (実印)